

# サンセンタープラザ都市再開発支援事業 (計画コーディネート) 補助要綱

令和4年6月1日 局長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、三宮市街地改造事業施設建築物（以下「サンセンタープラザ」という。）において実施するサンセンタープラザ都市再開発支援事業（計画コーディネート）に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

## (補助対象及び補助金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、交付要綱附属第Ⅱ編イ-13(2)6.IV 1の各号（(1)を除く）に該当する者（以下「事業実施主体」という。）に対し、次の各号に掲げる費用を補助することができる。

- (1) 計画立案に係る調査（施設需要予測、整備地区の課題抽出、居住・営業調査、税収増効果算定等）
  - (2) 整備手法及び整備手順の検討（計画立案に向けて基礎となる各種検討、B/C算定等）
  - (3) 関係機関等との調整（地方公共団体、金融機関、保留床取得者等）
  - (4) まちづくり活動支援（まちづくり組織の立上げ、人材育成、住民の意見の調整等）
- 2 前項各号の補助対象事業に係る補助額は、当該事業に要する費用の3分の2に相当する額を限度とし、このほか補助対象事業の要件は、国が定めた当該年度の交付要綱に定めるところによる。

## (補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、当該年度に行う事業に係る補助金交付申請書（様式1）を、事業実施前に市長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（様式1の2）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定にあたり、必要な限度において条件を付すことができる。

(経費の配分の変更)

第6条 事業実施主体は、補助金の交付決定後において、計画立案に係る調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整、まちづくり活動支援に要する費用間の経費の配分を変更しようとするときは、経費の配分変更承認申請書(様式2)により、市長の承認を受けなければならない。

(事業内容の変更)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定後において事業内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

実施主体は、補助事業の内容が変わるときは、事業内容変更承認申請書(様式3)により、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助金の額の変更を生じる場合の変更

実施主体は、補助金交付変更申請書(様式4)により、市長の承認を受けなければならない。

(完了期日の変更)

第8条 事業実施主体は、当該事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更承認申請書(様式5)により、市長の承認を受けなければならない。

(経費の配分の変更等の承認)

第9条 市長は、第6条から前条までの申請があった場合において、当該申請を承認すべきであると認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第1項第2号の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたとときは、補助金の交付変更の決定を行い、その旨を補助金交付変更決定通知書(様式4の2)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第8条の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたとときは、完了期日変更の承認を行い、その旨を完了期日変更承認書(様式5の2)により当該申請者に通知するものとする。

4 第5条第2項の規定は前3項の通知について準用する。

(実地検査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して必要な指示を行い、報告を求め又は職員をして検討書類等を実地検査させ、必要な指示をすることができる。

(事業遂行状況報告書)

第11条 事業実施主体は、事業実施年度上半期経過後10日以内に当該事業の事業遂行状況報告書(様式6)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 12 条 事業実施主体は、当該事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 1 月を経過した日又は当該事業完了の日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式 7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業実施主体に対して前項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(是正のための措置)

第 13 条 市長は、補助事業の完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう事業実施主体に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による完了実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式 8）により事業実施主体に通知するものとする。

2 確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略する。

(交付決定の取消)

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式 9）により事業実施主体に通知するものとする。

(書類の様式)

第 16 条 この要綱で用いる書類の様式は、次の表によるものとする。

書 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	第 4 条	様式 1
補助金交付決定通知書	第 5 条第 1 項	様式 1 の 2
経費の配分変更承認申請書	第 6 条	様式 2
事業内容変更承認申請書	第 7 条第 1 項第 1 号	様式 3
補助金交付変更申請書	第 7 条第 1 項第 2 号	様式 4
補助金交付変更決定通知書	第 9 条第 2 項	様式 4 の 2
完了期日変更承認申請書	第 8 条	様式 5
完了期日変更承認書	第 9 条第 3 項	様式 5 の 2
事業遂行状況報告書	第 11 条	様式 6
完了実績報告書	第 12 条第 1 項	様式 7

補助金額確定通知書	第 14 条第 1 項	様式 8
補助金交付決定取消通知書	第 15 条	様式 9

(施行の細目)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。